

第22期
第30回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和4年11月25日(金) 午後3時00分開議
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員(10名)

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 樋口金一郎 | 2. 新野 清 | 3. 伊勢亀崇男 |
| 4. 児玉 匡樹 | 5. 鈴木 政司 | 6. 高橋 康子 |
| 7. 中川 要一 | 8. 欠 席 | 9. 丸川 正博 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 | |

農業委員会事務局

事務局長	大木 健一
事務局長補佐	川部 茂樹
農地調整主任	青木 ひろみ

付議事件

- | | |
|------|------------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 報告第46号 農地の賃貸借契約の解約について |
| 日程第4 | 報告第47号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて |
| 日程第5 | 議案第131号 空き家付属農地指定の決定について |
| 日程第6 | 議案第132号 農地法第3条の規定による許可について |
| 日程第7 | 議案第133号 農地法第5条の規定による許可について |
| 日程第8 | 議案第134号 農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について |

議 長 (会長 小林 孝次)

ご参集大変ご苦労様でございます。

これより、第30回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名であります。8番 齋藤永治郎委員より、欠席の通告があります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

大木事務局長 はい、議長。

議 長 はい、大木事務局長。

大木事務局長 はい。【議事日程説明】

議 長 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、5番 鈴木政司委員 6番 高橋康子委員の両名を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

議 長

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第46号「農地の賃貸借契約の解約について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第46号「農地の賃貸借契約の解約について」農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約の合意解約の通知があったので報告する。

番号 1

通知人 賃借人 長井市〇〇〇〇〇〇〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇
賃貸人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇番地
地 目 田
地 積 343㎡ 他2筆
契約期間 昭和53年5月30日～昭和63年5月29日
解約日 令和4年11月4日
解約の事由 相手方の要望
報告は以上でございます。

議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。
それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第4 報告第47号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第47号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」下記の農地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げ願いがあり、令和4年11月7日付で受理されたので報告する。

番号 1

申請人 譲受人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地
〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇
譲渡人 白鷹町大字〇〇〇〇〇番地 〇〇〇 〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇番地
地	目	畑
地	積	4, 998 m ² のうち254 m ²
契約の種類等		売買による所有権の移転
転用目的		〇〇〇〇〇
備考		併用地 〇〇地169 m ² 報告は以上でございます。

議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第5 議案第131号「空き家付属農地指定の決定について」を議題といたします。会長に代わり事務局より説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第131号「空き家付属農地指定の決定について」次の農地について、白鷹町空き家付属農地の特例面積取扱基準第5条の規定により、空き家付属農地の指定の申請があったので決定を求める。告示予定年月日は令和4年11月28日。

番号 1

申請人 長井市○○○○○○○○番地 ○○ ○○○

土地の表示

所在地 大字○○○○○
番地 ○○○○番地○
地目 畑
地積 632㎡ 他8筆
空き家バンク登録状況 登録番号 第 HK-7 号
登録日 令和4年2月21日
説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりました。ここで1番案件について、児玉匡樹農地副部長より調査の報告をお願いいたします。

児玉匡樹委員 はい、議長。

議 長 はい、児玉委員。

児玉正樹委員 空き家付属農地の調査報告について、申出人 ○○○○○ 氏より申請のあった

大字○○ ○○○ ○○○○番○
大字○○ ○○○ ○○○○番○
大字○○ ○○○ ○○○○番○
大字○○ ○○○ ○○○○番○
大字○○ ○○○ ○○○○番
大字○○ ○○○ ○○○○番○
大字○○ ○○○ ○○○○番○
大字○○ ○○○ ○○○○番
大字○○ ○○○ ○○○○番○

について、11月22日、私と、齋藤永治郎農地部長、樋口金一郎委員、事務局川部補佐の4名で現場を確認いたしました。

空き家の東側及び南側に位置する9筆1,863㎡の農地で、遊休農地になるおそれがある状況でした。

よって「白鷹町空き家付属農地の特例面積取扱基準」
第1条の「白鷹町空き家バンクに登録された空き家に付属した農地であること」
第2条の「農業振興区域内の農用地区域外の農地であること」
第3条の「特例面積要件1a以上30a未満であること」

第4条の「1筆ごとを単位とし、適用する時点で全て又は一部が、遊休農地又は遊休農地になるおそれのある農地であること。」等、要件を満たしていることを確認いたしました。
以上、ご報告いたします。

議 長

報告が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について、提案のとおり空き家付属農地として指定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件は提案のとおり決定いたしました。

日程第6 議案第132号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第132号「農地法第3条の規定による許可について」次の農地について、農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号1

申請人 譲受人 白鷹町大字〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇
譲渡人 白鷹町大字〇〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇番地〇
地	目	畑
地	積	356㎡ 他1筆
経営面積		7,818㎡
		括弧書きは権利取得前の面積です。
契約の種類等		売買による所有権の移転
対価(10aあたり)		総額 〇〇〇〇〇〇円
		他5件
		説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、4番 児玉匡樹委員よりお願いいたします。

児玉匡樹委員 はい、議長。

議 長 はい、児玉委員。

児玉正樹委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

11月21日、わたくしと、小林周一 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人、妻とのことです。

技術は、本人が30年、妻が20年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は7,818㎡です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。続きまして2番案件について、9番 丸川正博委員よりお願いいたします。

丸川正博委員 はい、議長。

議 長 はい、丸川委員。

丸川正博委員 2番案件について調査のご報告をいたします。

11月19日、わたくしと、小林周一 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。

技術は、本人が12年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は76,223㎡です。
権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。
以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。続きまして3番案件及び4番案件について、3番 伊勢亀
崇男委員よりお願いいたします。

伊勢亀崇男委員 はい、議長。

議 長 はい、伊勢亀委員。

伊勢亀崇男委員 最初に、3番案件について調査のご報告をいたします。

11月17日、わたくしと、安彦 強 農地利用最適化推進委員の2名で調
査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1
台、乾燥機1台、糶摺機1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人、妻とのことです。

技術は、本人及び妻が40年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は18,604㎡です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

続いて、4番案件について調査のご報告をいたします。

11月18日、わたくしと、安彦 強 農地利用最適化推進委員の2名で調
査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、管理機1台、軽トラック1
台、バインダー1台、田植機1台、脱穀機1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人、妻とのことです。

技術は、本人及び妻が10年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は4,881㎡です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。続きまして5番案件について、1番 樋口金一郎委員よりお願いいたします。

樋口金一郎委員 はい、議長。

議 長 はい、樋口委員。

樋口金一郎委員 5番案件について調査のご報告をいたします。

11月19日、わたくしと、安彦 強 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、耕運機1台、トラクター1台を所有しています。労働力の確保状況につきましては、本人、妻、子、子の妻とのことです。技術は、本人が41年、妻が21年、子が16年、子の妻が16年の経験があり、問題ないと思われます。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は38,976㎡です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。続きまして6番案件について、事務局よりお願いいたします。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 6番案件について調査のご報告をいたします。

11月24日、齋藤永治郎 委員と、紺野正光 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、自ら所有はしていませんが、必要に応じて他の農業者に機械作業を依頼し、耕作していくとのことです。

労働力の確保状況につきましては、本人、母とのことです。

技術は、本人が1年、母が10年の経験があり、問題ないと思われます。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。
取得後の経営面積は6, 662㎡です。
権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。
以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますが
ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から6番案件について、
許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から6番案件について、許可することに決ま
した。

日程第7 議案第133号「農地法第5条の規定による許可について」を議
題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第133号「農地法第5条の規定による許可について」次の農地につい
て、農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号1

申請人 譲 受 人 白鷹町大字○○○○○○番地○○ ○○ ○○
○○ ○○

譲 渡 人 白鷹町大字○○○○○○番地の○ ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○

地 番 ○○○○番地

地 目 畑

地 積 396㎡

契約の種類等 売買による所有権の移転
転用目的 一般住宅
他1件
説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、3番 伊勢亀崇男委員よりお願いいたします。

伊勢亀崇男委員 はい。

議 長 はい、伊勢亀委員。

伊勢亀崇男委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

11月17日、わたくしと、安彦 強 農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、預金通帳の写し及び、住宅ローン事前審査申込みに対する回答書で確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。他法令による必要な許認可等については、必要な許認可等はありません。

併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。

以上ご報告いたします。

議 長

ご苦労さまでした。続きまして、2番案件について、事務局よりお願いいたします。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 2番案件について調査のご報告をいたします。

11月21日、齋藤永治郎委員と、小関清喜農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行いました。

転用を行うに必要な資力信用については、用地費・補償費個人別調書で確認しています。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。

他法令による必要な許認可等については、農振農用地除外の手続きが完了しております。隣接する境内地が併用地です。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

議 長

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件及び2番案件について「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件及び2番案件は「許可相当」を持って県に進達することに決しました。

日程第8 議案第134号「農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について」を議題といたします。

なお、本案件は議事参与の制限に該当する案件ですので、ここで、白鷹町農業委員会会議規則第19条の規定に基づき、9番 丸川正博委員の退室を求めます。

(丸川正博委員 退室)

会長に代わり、事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第134号「農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について」農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規定に基づき調整委員を指名したので承認を求める。

1. 申出人 白鷹町大字○○○○○○番地 ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○○

地 番 ○○○○番地○

地 目 畑

地 積 68㎡

申出内容 土地の売却あつせん

指名した調整委員

丸川 正博 委員

小林 周一 推進委員

説明は、以上でございます。

議 長 説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件については承認することに決しました。

よって、1番案件については承認することに決しました。

ここで、9番 丸川正博委員の入室を求めます。

(丸川正博委員 入室)

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これをもって、第30回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦労様
でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第30回白鷹町農業委員会
総会の議事録に署名いたします。

令和4年11月25日

白鷹町農業委員会議長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____